

水源地域内の 森林の土地の売買等を行う場合は 事前に届出が必要です

栃木県水源地域保全条例
に基づく土地売買等の事前届出制度が始まります。

水源地域内の森林の土地売買等契約の事前届出制度

令和5(2023)年5月1日以後(※①)に、水源地域内の森林について、土地売買等契約(※②)を締結しようとするときは、現在の土地所有者等が、締結予定日の30日前までに当事者の住所・氏名、利用目的等を知事に届出する必要があります。

※① 届出は、令和5(2023)年4月1日から受け付けます。

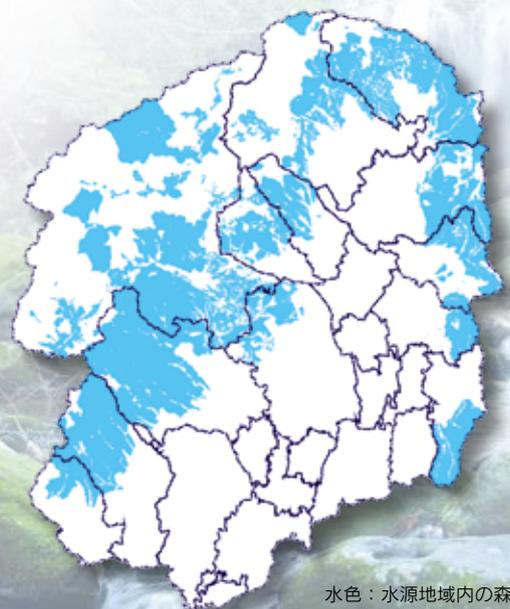
※② 贈与、売買、交換、地上権の設定・移転、地役権の設定、使用貸借による権利の設定・移転、賃借権の設定・移転に関する契約が対象です。

「栃木県水源地域保全条例」制定の趣旨

県民共有の財産である水源地域の森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいくため、水源地域の保全に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、水源地域の保全に関する施策の基本となる事項を定める。

「栃木県水源地域保全条例」の基本理念

- 森林の有する公益的機能の重要性に鑑み、社会全体で森林の保全が図られなければならない。
- 県民をはじめ流域で生活する全ての人が水を通じて森林の恩恵を享受していることに鑑み、森林の有する水源涵養機能の維持及び増進が図られなければならない。



水色：水源地域内の森林

条例の規定や水源地域の範囲、届出方法等、詳しくは以下のホームページを御覧ください。

ホームページ

https://www.pref.tochigi.lg.jp/d08/suigen_jyourei/suigen_shinrin.html

栃木県水源地域保全条例

検索 

お問い合わせ

栃木県 環境森林部 森林整備課 森林保全担当

住所：宇都宮市埜田1-1-20 電話：028-623-3288



栃木県

届出制度 Q&A

届出の対象区域は何で調べることができますか？

県の告示で定められた地域（水源地域）が届出の対象区域となります。
栃木県ホームページで水源地域を示した地図を公表しています。
（下欄のホームページをご覧ください。）

森林の土地所有者届出制度とは違うのですか？

森林の土地の所有者届出制度は「森林法」に基づく所有権取得後の届出制度です。水源地域保全条例に基づく届出は、契約締結の30日前までに現在の土地所有者等が県に届出を行う事前届出制度です。

登記簿の地目が「山林」の場合に届出の対象になりますか？

登記上の地目にかかわらず、届出の対象は、水源地域内に存在する森林法第5条の地域森林計画対象民有林の土地です。

届出は誰がどのように行ったらよいですか？

現在の土地所有者等が、契約締結予定日の30日前までに、県森林整備課に届出をしてください。（県電子申請システムの利用が便利です。下欄のホームページをご覧ください。）
なお、契約締結日までに届出事項に変更が生じた場合は、速やかに変更届出をしてください。

届出をしないとどうなりますか？

届出をしなかったり、虚偽の届出をしたりすると、勧告・公表の対象となったり罰則（過料）が適用される場合があります。



水源地域保全条例の規定や、水源地域の範囲、届出方法については、「栃木県水源地域保全条例」で検索するか、左のQRコードを読みこんでください。